

米国外科学会日本支部 規約

第1章 名称、所在地および目的

第1条 名称

本組織は、米国外科学会（以下、「ACS」）日本支部（以下、「本支部」）と称する。

第2条 所在地

本支部の所在地は、細則に定める。

第3条 目的

本支部の目的は、以下のとおりとする。

1. ACS が掲げる目的の日本国内における達成について責任を負うとともに、その達成に努めること。これには、外科の水準を高めること、外科医の能力および人格に関する基準を設定すること、組織内における会員資格の付与手続を定めること、外科診療には特殊な訓練を要することおよび ACS のフェローシップに選出された外科医はこうした訓練を受けており、外科診療業務を行うにふさわしい能力を備えていることを理解させるために、一般の人々および同業者を教育することが含まれる。
2. 外科患者のケアの質を向上させるために会員が一致協力するに際し、会員間の緊密な連帯を提供すること。
3. 日本において、ACS の目標、関心、理念およびプログラムを推進すること。
4. コミュニティの保健に関連する専門家団体および市民団体に、本支部のフェローの支援を提供すること。
5. 外科医としての経験を紹介する媒体を提供すること。また、全ての外科専門領域のための会合の場を提供すること。
6. 本支部と ACS の会員間のコミュニケーション手段としての役割を果たすこと。
7. 日本における外科の医療業務、訓練および教育の水準を高めること。
8. 医療提供の向上に関する他の専門家団体および市民団体とコミュニケーションを取る手段をフェローに提供すること。

第2章 構成員

第1条 構成員の種類

本支部の会員は、正会員、賛助会員および名誉会員の3種類とする。各種類の会員資格は、

以下のとおり付与される。

- (a) 正会員：ACS のフェローのうち、日本で業務を行い、または 日本に居住している者は全員、申込みおよび会費の支払いを行った時点で、自動的に正会員となる。
- (b) 賛助会員：賛助会員は、ACS のレジデント会員および日本の外科学会の構成員のうち、日本に居住し、または日本で業務を行っている者であり、本支部への加入申込みを行うとともに、本支部の規約を遵守することに同意した者とする。
- (c) 名誉会員：評議会は、医学分野ならびに本支部および ACS の日本における発展に優れた功績を残した個人を名誉会員に選出することができる。日本に在住している ACS の名誉フェローは、自動的に、本支部の名誉会員となるものとする。名誉フェローは、会費の支払義務を負わないが、フェローの特典を全て享受するものとする（ただし、議決権を有しないものとする）。

正会員および賛助会員になるための申込手続は、評議会在が定めるものとする。

第2条 会員の選出

- (a) 正会員：ACS のフェローのうち、日本で業務を行い、または 日本に居住している者は全員、申込みおよび会費の支払いを行った時点で、自動的に正会員となる。
- (b) 賛助会員：本支部の賛助会員は、本支部が認める医科大学の卒業生であり、日本で医療業務を行う免許を受けている者であり、評議会在が会員として選出し、かつ、評議会在が随時設定する資格要件を継続的に満たす者とする。ACS のレジデント会員のうち、日本で業務を行い、または 日本に居住している者は全員、申込みを行った時点で、自動的に賛助会員となる。

第3条 議決権および役職に就く権利

議決権および本支部の役職に就く資格を有するのは本支部の正会員に限られるものとする。賛助会員は、本支部の委員会的の委員となる資格を有するものとする。

第4条 会員資格の終了

本支部の会員資格は、以下の場合に終了するものとする。

- (a) 評議会在が、会員の退会届を受領した場合。
- (b) 会員が、会費未納について書面による通知を受けた後、会費の支払いを 2 年継続して怠った場合。
- (c) 会員が、委任状を提出することなく、3 年継続して会員の年次総会に欠席した場合。
- (d) 正会員の場合は、当該会員が ACS のフェローではなくなった場合。賛助会員の場合は、当該会員が各自属する日本の外科学会の会員ではなくなった場合。

第5条 会員資格の復活

本支部の評議会在は、以下の場合、会員の特典を復活させるものとする。

- (a) 会費の未納を理由に本支部の会員資格が終了した者の会員資格は、同人が本支部に支払うべき会費を全額支払った場合に復活させることができる。
- (b) ACS のフェローではなくなったことを理由に本支部の会員資格が終了した者の会員資格は、同人が ACS のフェローに復帰した場合に復活させることができる。
- (c) 各自が属する外科学会の会員ではなくなったことを理由に本支部の会員資格が終了した者の会員資格は、当該学会に復帰した場合に復活させることができる。
- (d) 会員資格が終了した場合、評議会のみが会員を復帰させることができる。

第3章 総会

第1条 年次総会

会員の年次総会は、1988 年を初年度として、毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日の間に、役員および評議員の選出ならびに総会前に生じた議事を処理するために開催されるものとする。上記期間内に年次総会が開催されなかった場合、評議会は、その後、都合がつき次第、可及的すみやかに年次総会を開催するものとする。

第2条 臨時総会

会員の臨時総会は、会長、評議会または議決権を有する会員の 3 分の 1 が、随時招集することができる。

第3条 会員への通知

総会の 7 日から 90 日前に、当該総会の場所および日時（臨時総会の場合は、その招集目的）を記載した書面による通知または印刷された通知が、会長、事務局長、役員または総会の招集者により、またはその指示により、直接手渡しまたは郵送で各会員に交付されるものとする。通知が電子メールまたは FAX で送信された場合、電子メールまたは FAX が送信された日時に交付されたものとする。郵送による場合、かかる通知は、郵便料金前払いで、本支部の記録に記載されている会員住所に宛てて投函された時点で、交付されたものとする。

第4条 投票名簿

会員名簿の管理を担当する役員は、各総会に先立ち、当該総会で議決権を有する会員の、アルファベット順に整理された完全なリストを作成するものとする。

第5条 定足数

全ての総会における定足数は、年次総会に出席した議決権を有する本支部会員の過半数とする。当該総会に出席することができない会員は、委任状により代理出席することができる。当該総会において、出席した者または委任状により代理出席した者が定足数に満たない場合、出席者の過半数は、さらに通知を行うことなく、当該総会を随時延期することができる。

本条の適用上、支部の記録に記載されているメールアドレスから送信された電子メールは、有効な書き込み/投票となる。

第6条 決議方法

正式に招集され、出席者が定足数を満たす総会に本人が出席した議決権を有する会員の過半数による決議は、会員の決議となる。ただし、制定法、定款または規約により、それ以上の人数が要求される場合を除く。

第7条 会員による非公式の決議

制定法、定款または規約により、本支部の総会で決議することが要求されている事項は、当該主題に関して議決権を有する会員全員が、当該決議事項が記載された同意書に署名した場合、総会を開催することなく決議することができる。

第4章 評議会

第1条 一般的権限

本支部の財産および事務は、評議会が管理するものとする。

第2条 構成

評議会は、本支部の役員、前会長および評議員、ならびに ACS の支部長で構成されるものとする。

第3条 年次会合

評議会の年次会合は、本規約以外の通知を行うことなく、会員の年次総会の直前または直後に開催されるものとする。

第4条 臨時会合

評議会の臨時会合は、会長または 4 名の評議会の構成員が招集することができ、またはこれらの者の要請により招集することができる。評議会の臨時会合を招集する権限を有する者は、当該臨時会合の開催場所を決定することができる。

第5条 通知

評議会の臨時会合に関する書面または印刷された通知には、当該会合の場所、日時およびその招集目的を記載するものとする。上記の通知は、当該会合の 7 日前までに評議会の各構成員に直接手渡し、または本支部の記録に記載された当該構成員の住所宛に郵送、電子メールまたは FAX で交付されるものとする。郵送による場合、上記の通知は、宛名書された封筒に入れて封緘し、料金前払いで投函された時点で、交付されたとみなされるものとする。

通知が電子メールまたは FAX で送信された場合、電子メールまたは FAX が送信された日時に交付されたとみなされるものとする。

第6条 定足数

評議会の全ての会合における議事の処理に関する定足数は、評議会の構成員の過半数とする。ただし、会合に出席した構成員が過半数に満たない場合、出席している評議会構成員の過半数は、さらに通知を行うことなく、当該会合を延期することができる。

第7条 決議方法

正式に招集され、出席者が定足数を満たす会合に出席している構成員の過半数による決議は、評議会の決議となる。ただし、制定法、定款または規約により、それ以上の人数が要求される場合を除く。

第8条 評議会による非公式の決議

制定法、定款または規約により評議会の会合で決議することが要求されている事項、または評議会の会合において決議することができるその他の事項は、当該主題に関して議決権を有する全ての評議会構成員が、決議事項が記載された同意書に署名した場合、会合を開催することなく決議することができる。評議会の全構成員が署名した上記同意書は、適切に招集および構成された評議会の会合における全会一致決議と同じ効力を有するものとする。

第9条 支部長の推薦

評議会は、ACS の規約に従い、ACS 支部長会に支部長を推薦することができる。

第5章 役員

第1条 役員

本支部の役員は、会長 1 名、副会長 1 名、会計 1 名および事務局長 1 名で構成されるものとする。

第2条 会長、副会長、会計および事務局長の選任および任期

本支部の会長、副会長、会計および事務局長は、本支部の年次総会において、当該年次総会に出席している正会員により、評議員の中から選出されるものとする。委任状により代理出席する会員は、役員の選出に投票することはできない。全ての役員は、就任時に 65 歳以下でなければならない。上記総会において役員の選出が行われなかった場合、かかる選出は、その後都合がつき次第、可及的速やかに実施されるものとする。各役員は、年次総会において後継者が正式に選出され、権限が付与されるまで、在任するものとする。

(a) 会長 本支部の会長は、3 年の任期で選出されるが、再任は制限されない。前会長の任

期が満了した場合は、副会長が、年次総会の間、会長に昇格するものとする。

- (b) 副会長 副会長は、前副会長の任期が満了した時点で、評議員（前会長を除く）の中から、会員により、3年の任期で選出され、選出後ただちに就任するものとする。
- (c) 会計および事務局長 会計および事務局長は、評議員の中から、3年の任期で選出されるが、再任は制限されない。

第3条 評議員の選出および任期

本支部の評議員は、本支部の年次総会において、当該年次総会に出席している正会員により、正会員の中から、3年の任期で選出されるものとする。委任状により代理出席する会員は、評議員の選出に投票することはできない。本支部の各年次総会において、2名の評議員が選出されるものとする。評議員の人数は、初年度は2名、2年目は4名、3年目以降は6名とする。

第4条 欠員

役職（評議員の役職を含む）に欠員が生じた場合は、評議員の会合における決議により、欠員を補充することができる。欠員を補充する者として指名された者は、前任者の任期が満了するまで、当該役職を務めるものとする。

第6章 役員の職務

第1条 会長

会長は、本支部の筆頭の業務執行役員であり、評議会の指示および管理の下、本支部の全ての業務および事務を全般的に監督および指示するものとする。会長は、本支部の全ての特別委員会および常設委員会の構成員を選任するものとする。

第2条 副会長

副会長は、会長の命令に従い、会長の職務遂行を補佐するものとし、また、会長または評議会から随時割り当てられるその他の職務を遂行するものとする。会長が不在の場合、または会長が行為能力を有せず、もしくは行為することを拒否した場合、副会長は、会長の職務を遂行するものとする。この場合、副会長は、会長が有する全ての権限を有するとともに、会長が服する全ての制限に服するものとする。

第3条 会計

会計は、本支部における会計および財務の筆頭責任者であり、本支部の適切な会計帳簿の維持を担当し、これについて責任を負うものとする。また、本支部の全ての資金および有価証券を担当および管理し、これについて責任を負うとともに、その受領および支出についても責任を負う。また、会計は、かかる資金および有価証券の全てを、評議会が選択した銀行、

信託会社またはその他の受託所に預けるものとし、慣例上、会計に付随する全ての職務、および会長または評議会から随時割り当てられたその他の職務を全般的に遂行するものとする。評議会から要求された場合、会計は、評議会が決定した金額の債務保証証券（評議会が決定した保証人によるもの）を差し入れ、誠実な職務の遂行を約束するものとする。かかる証券または保証人に要する費用は、本支部の資金から支払われるものとする。会計の役職が欠員となった場合は、事務局長が会計の職務を遂行する。

第4条 事務局長

事務局長は、ACS の会員名簿を担当するものとする。また、各総会に先立ち、議決権を有する全会員のアルファベット順のリストを作成するとともに、議事録用に保管されている記録簿に、会員総会および評議員会合の議事録を記録するものとする。また、制定法、定款および規約に従い、全ての通知が適切に行われていることを確認するとともに、本支部の記録類および印鑑の保管を行うものとする。さらに、本支部の地理的範囲内における本支部のフェロー全員（本支部の会員ではない者を含む）の最新の名簿を維持するとともに、本支部の地理的範囲内に居住している全賛助会員の名簿を維持するものとする。また、慣例上、事務局長に付随する全ての職務、および会長または評議会から随時割り当てられたその他の職務を全般的に遂行するものとする。

第5条 支部長（Governor）の役割

支部長が欠員となる場合は、支部事務局長は ACS から通知を受ける。支部事務局長は、支部会員から支部運営組織に提出された支部長推薦書を受け取る。運営組織は、推薦された会員の中から支部長候補者 1 名と補欠 1 名の計 2 名を選出する。候補者と補欠の情報は、指定期日までに ACS に送付される。推薦書は審査と承認を受けるためにフェロー指名委員会（Nominating Committee of the Fellows）に提出され、選出結果は Clinical Congress 開催後に支部事務局長に通知される。

支部長は、支部の正会員であること、支部の会議に出席すること、支部長として年次活動報告書を支部に提出すること、日本国内におけるフェローシップ取得を促進すること、支部の新入会員を迎え入れること、応募者との会議や面談に関する地域の委員会に参加することが求められる。

第 7 章 委員会

第1条 設立および構成

委員会は、適切に招集および構成された評議会において採択された決定により設立することができる。委員会の規模、目的および権限は、当該決議で定められたとおりとする。当該決議に別段の定めがある場合を除き、本支部の会長は、上記の各委員会の構成員を選任する

ものとする。会長は、委員会の構成員を解任することが本支部の最善の利益に適うと判断する場合は、いつでも委員会の構成員を解任することができる。

第2条 任期

委員会の各構成員は、評議会の次回の年次会合が開催され、同人の後任が選任されるまで、または同人が死亡、辞任もしくは解任されるまで、または当該委員会が解散されるまで、委員会の構成員としての地位を維持するものとする。

第3条 議長

本支部の会長は、各委員会の構成員の1人を、当該委員会の議長に選任するものとする。

第4条 欠員

委員会の構成員に生じた欠員は、会長の任命により補充されるものとする。

第5条 定足数および決議方法

委員会を設立する評議会の決議に別段の規定がある場合を除き、定足数は委員会全体の過半数とする。正式に招集され、出席者が定足数を満たす会合に出席している委員会構成員の過半数による決議は、当該委員会の決議となる。

第8章 会計年度

本支部の会計年度は、各暦年の1月1日に開始し、12月末日に終了するものとする。

第9章 会費

年会費は、評議会が年次会合において設定するものとする。評議会は、年次会合において追加金額を決定することができる。

第10章 手続規則

本支部の事務に関する全ての手続の問題（会員、評議会および委員会の総会および会合の進行を含む）は、制定法、定款または規約に別段の規定がある場合を除き、その時点における最新版の Sturgis 著「Standard Code of Parliamentary Procedure」に準拠するものとする。

第11章 ACS

本支部ならびにその役員および会員は、いずれも、ACS を代理または拘束する権限を有せず、また、いかなる方法でも、かかる権限を有するかのような振舞いを行わない。

第 12 章 補償

本支部は、本支部の全ての理事、役員または委員会の構成員、および過去の全ての理事、役員または委員会の構成員が、理事、役員または委員会構成員の資格において職務を行ったために関わりを持つに至った裁判手続に関連して、上記の者に対して主張され、かかる資格において生じた責任に対して支払われた支出およびその他の金額につき、法律上許容される最大限まで補償することができる（本支部が、本章の規定に基づき、かかる責任に対して補償する権限を有するか否かを問わない）。

第 13 章 改定

本規約は、本支部の年次総会に出席している議決権を有する会員の 3 分の 2 の賛成により、変更、改定することができ、または廃止した上で新たな規約を採択することができる。ただし、第 3 章の要件に従い、議決権を有する各会員に対し、変更案について書面による通知が行われていることを条件とする。規約の改定は、ACS の理事会の承認を受けるため、同理事会に提出されるものとする。理事会が不承認とした場合、当該改定は、無効となるものとする。

第 14 章 設立年月日

本支部の設立年月日は 1990 年 10 月 15 日である。

第 15 章 規約施行日

本規約は、1990 年 10 月 15 日から施行する。

2018 年 4 月 6 日 一部改定

2019 年 4 月 19 日 一部改定

2020 年 8 月 13 日 一部改定

2025 年 4 月 11 日 一部改定